

令和４年第４回大玉村議会定例会会議録

第１日 令和４年１２月６日（火曜日）

１．応招（出席）議員は次のとおりである。

１番 斎藤 信一	２番 渡邊 啓子	３番 菊地 厚徳
４番 本多 保夫	５番 松本 昇	６番 佐原 佐百合
７番 鈴木 康広	８番 武田 悦子	９番 佐原 吉太郎
１０番 須藤 軍蔵	１１番 押山 義則	１２番 菊地 利勝

２．不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

３．地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押山 利一	副 村 長 武田 正男
教 育 長 渡辺 敏弘	総務部長兼総務課長 押山 正弘
住民福祉部長 作田 純一	産業建設部長 菅野 昭裕
政策推進課長 鈴木 真一	税務課長 菊地 健
住民生活課長 安田 春好	健康福祉課長 後藤 隆
産業課長 藤田 良男	建設課長 杉原 仁
環境保全課長 伊藤 寿夫	会計管理者兼出納室長 菊地 美和
教育総務課長 橋本 哲夫	生涯学習課長 渡辺 雅彦
農業委員会事務局長 神野藤 浩和	

４．本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第７３号から議案第８９号）

議案第７３号 令和４年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（９月専決）

議案第７４号 令和４年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（１０月専決）

議案第７５号 大玉村長期避難者生活拠点形成等基金条例を廃止する条例について

議案第７６号 大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例について

議案第 77 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 78 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 79 号 大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 80 号 大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 81 号 大玉村堆肥センター条例の一部を改正する条例について

議案第 82 号 令和 4 年度大玉村一般会計補正予算について

議案第 83 号 令和 4 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 84 号 令和 4 年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第 85 号 令和 4 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第 86 号 令和 4 年度大玉村水道事業会計補正予算について

議案第 87 号 村道路線の認定について

議案第 88 号 大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について

議案第 89 号 大玉村教育委員会委員の任命について

提案理由の説明

所管事務調査報告

(1) 総務文教常任委員会委員長報告

(2) 産業厚生常任委員会委員長報告

委員会研修報告

(1) 総務文教常任委員会委員長報告

(2) 産業厚生常任委員会委員長報告

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、安田敏、鈴木裕也

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。１２月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、１２名全員であります。定足数に達しておりますので、令和４年第４回大玉村議会定例会を開会いたします。

なお、会計管理者兼出納室長、菊地美和君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 開議に先立ちまして、議会の運営に関する基準１５７の規定により、議員の表彰の報告を行います。

これより総務大臣感謝状の報告を行います。

暫時休議いたします。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前１０時０４分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） これより本日の会議を開きます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、２番渡邊啓子君、３番菊地厚德君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。９番。

○議会運営委員長（佐原吉太郎） 改めて、おはようございます。

令和４年第４回１２月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査としておりました今期定例会の会期日程等について、去る１２月２日午前１０時より、第１委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経緯と結果について、以下、報告申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定いたしました。

今期定例会に提出される事件は、村長提出の議案１７件で、その内容は、専決処分承認案件２件、条例廃止案件１件、条例改正案件６件、補正予算案件５件、人事案件

2 件、村道路線認定案件 1 件の、合わせて 17 件です。

また、今期定例会の一般質問者は 8 名であります。

したがって、会期につきましては、本日 12 月 6 日から 9 日までの 4 日間と決定いたしました。

なお、会議日程につきましては、

本日 6 日 本会議、村長の行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、所管事務調査報告、委員会研修報告

12 月 7 日 休会（議案調査）

12 月 8 日 本会議 一般質問 7 名

12 月 9 日 本会議 一般質問 1 名、議案審議、開会中の継続調査申出

という日程で行います。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げて、報告いたします。

以上であります。

○議長（菊地利勝） お諮りいたします。

会期日程等については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、会期については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査の結果報告、説明員の報告、議員派遣の件、議員派遣結果報告についてであり、内容については配付いたしました報告書のとおりでありますので、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第 4 回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菊地利勝） 行政報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 5、議案第 73 号から議案第 89 号までを一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（鈴木裕也） 別紙議案書により朗読。

○議長（菊地利勝） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第6、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、専決処分2件、条例廃止案1件、条例改正案6件、補正予算案5件、人事案件2件、その他1件、合わせて17件であります。

それでは、議案第73号、令和4年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（9月専決）について申し上げます。

今回の補正は、令和4年8月3日に発生した豪雨による公共土木施設等災害の復旧工事を実施するに当たり、速やかに所要の措置を講じるため、令和4年9月21日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、補正予算書1ページをお開きください。

補正予算第4号は、既定の予算の総額に9,465万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ53億3,075万3,000円とするものであります。

また、第2条は、3ページに掲載のとおり、各災害復旧事業債に係る地方債補正であります。

それでは、補正予算の主な内容について、歳出からご説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

款11災害復旧費の農地農業施設災害復旧費は1,800万円、林業施設災害復旧費は200万円の補正計上であります。

土木施設災害復旧費は、百日川筋災害復旧工事費やその他河川災害及び道路災害復旧工事費7,000万円の補正計上であります。

款14予備費は、財源を調整し465万1,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入について申し上げます。

8ページをお開きください。

款13分担金及び負担金の災害復旧費分担金は、農林水産施設災害復旧費分担金61万1,000円の補正計上であります。

款15国庫支出金の災害復旧費国庫補助金は、公共土木施設災害復旧費補助金1,334万円、款19繰入金の財政調整基金繰入金は1,000万円をそれぞれ補正計上するものであります。

款22村債の災害復旧債は、各施設の災害復旧費に充当するため、合わせて7,070万円の補正計上であります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

次に、議案第74号、令和4年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（10月専決）について申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種事業や物価高騰緊急対応事業等を実施するに当たり、速やかに所要の措置を講じるため、令和4年10月14日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、補正予算書1ページをお開きください。

補正予算第5号は、既定の予算の総額に6,183万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,258万5,000円とするものであります。

また、第2条は、3ページに掲載のとおり、緊急防災・減災事業債に係る地方債補正であります。

それでは、補正予算の主な内容について、歳出からご説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

款2総務費の新型コロナウイルス感染症対策費は、総額1,472万7,000円の補正計上であります。

事項⑦村内温泉施設日帰り入浴助成に要する経費から、事項⑩マイナンバーカード普及・販売促進に関する経費は、対象期間の延長や事業量の増加に伴い、それぞれ補正計上するものであります。

事項⑪公共宿泊施設トイレ手洗い自動水栓化に要する経費は、事業完了に伴い18万7,000円の減額計上であります。

事項⑬肥料・飼料・燃油高騰に要する経費は、817万7,000円の補正計上であります。

12ページをお開きください。

款3民生費は、総額3,180万9,000円の補正計上であります。

社会福祉総務費の事項⑧物価高騰緊急福祉対策事業に要する経費は、106万7,000円の補正計上であります。

事項⑨電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に要する経費は、特に家計への影響が大きい低所得世帯を対象とした給付事業に必要とする経費3,074万2,000円の計上であります。

款4衛生費の予防費は、引き続き新型コロナウイルスワクチン接種事業に取り組むための経費1,543万7,000円の補正計上であります。

下段の款9消防費の消防施設費は、第1分団2方部消防屯所駐車場整備工事費20万円の補正計上であります。

14ページをお開き願います。

款14予備費は、財源を調整し55万6,000円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

款15国庫支出金の衛生費国庫負担金は1,181万6,000円、総務費国庫補助金は1,510万3,000円、民生費国庫補助金は3,074万2,000円、衛生費国庫補助金は362万1,000円の補正計上であります。

款16県支出金の民生費県補助金は、35万円の補正計上であります。

款２２村債の消防債は、緊急防災・減災事業債２０万円の補正計上であります。

以上、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

次に、議案関係書類のほうをお開きいただきます。

議案第７５号、大玉村長期避難者生活拠点形成等基金条例を廃止する条例について申し上げます。

本案につきましては、福島再生加速化交付金制度を活用し進めてきた災害公営住宅等整備事業及び道路事業が完了し、基金残余额についても国への返納手続が完了したことから、条例を廃止するものであります。

次に、議案第７６号、大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職員の期末手当の引上げ勧告がなされ、国において特別職の期末手当の引上げ改正が行われたことから、これに準じ改正を行うものであります。

それでは、各条文ごとにご説明を申し上げます。

第５条第２項において、期末手当の支給率を「１００分の１６０」から「１００分の１６２．５」に改めるもので、令和４年１２月１日から適用するものとし、附則第２項では、令和４年１２月の支給分について、「１００分の１６２．５」を「１００分の１６５」とする特例措置を規定するものであります。

次に、議案第７７号、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、議案第７６号と同様、村長等の期末手当について支給率の引上げを行うもので、内容につきましても同様のものであります。

次に、議案第７８号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職の給与等についての改正を行うものであります。

第１２条は、自動車等を使用する職員の通勤手当について、近年の燃料費の状況を鑑み、県の改正に準拠して、上限額を「６万７００円」から「６万７，９００円」に引上げを行い、令和５年４月１日から施行するものであります。

第２１条では、一般職員の期末手当を「１００分の１１７．５」から「１００分の１２０」に、再任用職員の期末手当を「１００分の６５」から「１００分の６７．５」に引き上げるもので、第２２条では、一般職員の勤勉手当を「１００分の９５」から「１００分の９７．５」に引き上げるものであります。

また、別表第１の行政職給料表につきましても、県人事委員会勧告に基づき、平均０．２％の引上げを行い、令和４年４月１日から適用するものであります。

なお、附則第２条では、令和４年１２月に支給する一般職の期末手当について、「１００分の１２０」を「１００分の１２２．５」と、再任用職員の期末手当につい

て、「１００分の６７．５」を「１００分の７０」とする特例措置を定めるものであります。

附則第３条では、令和４年１２月に支給する一般職の勤勉手当について、「１００分の９７．５」を「１００分の１００」とする特例措置を定めるものであります。

次に、議案第７９号、大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、任期付職員の期末手当の引上げ勧告がなされ、国及び県において引上げ改正が行われることから、それに準じ改正を行うものであります。

第９条第２項では、特定任期付職員の期末手当を「１００分の１６０」から「１００分の１６２．５」に改めるもので、令和４年１２月１日から適用するものとし、附則第２項では、令和４年１２月の支給分について、「１００分の１６２．５」を「１００分の１６５」とする特例措置を規定するものであります。

次に、議案第８０号、大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職の給与改定に準じた所要の改正を行うものであります。

別表第１の給料表では、一般職同様、民間給与との格差を埋めるため、給与の引上げ改定を行うものであります。

次に、議案第８１号、大玉村堆肥センター条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、堆肥センターの管理を指定管理者が行うことを可能となるよう条例の一部改正を行うものであります。

第５条は指定管理者の指定について、第６条は指定管理者の指定の手続について、第７条は指定管理者の業務について、第８条は指定管理者が行う管理の基準について、第９条は使用料について規定するものであります。

続きまして、議案第８２号から議案第８６号、令和４年度各会計補正予算につきまして、概要のみご説明を申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

議案第８２号、令和４年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、事務事業の所要見込みによるものなど、今後見込まれる事務事業に対応する予算の編成を行ったところであります。

それでは、予算書によりご説明を申し上げます。

１ページをお開き願います。

補正予算第６号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ１億５，５２８万１，０００円を追加し、予算の総額を５５億４，７８６万６，０００円とするものであります。

また、第２条は、４ページに掲載のとおり、公共事業等債等に係る地方債補正であ

ります。

次に、議案第 83 号について申し上げます。

65 ページをお開きください。

令和 4 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、事務事業の所要見込みによる編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,010 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 9 億 2,621 万 9,000 円とするものであります。

次に、議案第 84 号、83 ページをお開きください。

令和 4 年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、事務事業の所要見込みによる編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 32 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 1 億 5,558 万 5,000 円とするものであります。

次に、議案第 85 号、99 ページをお開きください。

議案第 85 号、令和 4 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、所要見込みの調整のための編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,310 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 8 億 2,593 万 4,000 円とするものであります。

次に、議案第 86 号、125 ページをお開きください。

令和 4 年度大玉村水道事業会計補正予算について申し上げます。

補正予算第 2 条は、予算第 3 条に定めた収益的支出の水道事業費用に 202 万 1,000 円を補正計上し、予定額の総額を 1 億 5,411 万 2,000 円とするものであります。

補正予算第 3 条は、予算第 4 条に定めた資本的収入の企業債に 510 万円、資本的支出の建設費に同額の 510 万円を補正計上し、予定額の総額を 1 億 3,082 万 9,000 円とし、不足する財源は、内部留保資金等で補填するものであります。

それでは、議案第 87 号について申し上げます。

議案関係のほうにお戻りください。

議案第 87 号、村道路線の認定について申し上げます。

中原 3 号線につきましては、住宅団地の開発道路を村に帰属するため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき路線を認定するものであります。

次に、議案第 88 号、大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について申し上げます。

本案につきましては、現職であります鈴木亨氏が、令和 4 年 12 月 23 日をもって任期満了となることから、人格、識見ともに最適任者であることを認め、大玉村固定資産評価審査委員会の委員に再任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、当該委員の任期につきましては、令和 4 年 12 月 24 日から令和 7 年 12 月 23 日までの 3 年間であります。

次に、議案第 89 号について申し上げます。

大玉村教育委員会委員の任命について。

本案につきましては、現職であります大玉村玉井字間黒 17 番地、伊藤忠和氏が、12 月 20 日をもって任期満了となることから、新たに大玉村玉井字薄黒内 161 番地、三村浩史氏を人格、見識ともに最適任者であることを認め、大玉村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、当該委員の任期につきましては、令和 4 年 12 月 21 日から令和 8 年 12 月 20 日までの 4 年間であります。

以上のとおり、提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第 82 号から議案第 86 号、令和 4 年度各会計補正予算についてご説明申し上げます。

それでは、議案第 82 号、令和 4 年度大玉村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

歳出からご説明を申し上げます。

16 ページをお開き願います。

款 1 議会費は、75 万 3,000 円の補正計上であります。

款 2 総務費は、総額 6,304 万 2,000 円の補正計上であります。

主な事業として、下段の財産管理費の事項①庁舎等の維持管理に要する経費は、旧苗畑南側の分収造林を国から払下げを受けるための用地測量業務委託料 680 万円を含め、合わせて 730 万円の補正計上であります。

18 ページをお開き願います。

企画費の事項⑤定住促進対策に要する経費は、村内 2 地区で行われる宅地造成を対象とした定住促進住宅団地造成事業補助金 450 万円を含め、合わせて 750 万円の補正計上であります。

中段から 22 ページにかけての新型コロナウイルス感染症対策費は、肥料・飼料・燃油高騰に要する経費やプレミアム商品券に要する経費など、合わせて 4,788 万 6,000 円の補正計上であります。

24 ページをお開き願います。

款 3 民生費は、総額 899 万 5,000 円の補正計上であります。

主な事業として、社会福祉総務費の事項③社会福祉協議会に要する経費は、指定管理等業務委託料 240 万 2,000 円を含め、合わせて 279 万円の補正計上であります。

28 ページをお開き願います。

款 4 衛生費は、総額 1,228 万 3,000 円の補正計上であります。

30 ページをお開き願います。

主な事業として、上段の予防費の事項⑤子育て世代包括支援センターに要する経費は、国庫補助事業による出産・子育て応援交付金 7 0 0 万円を含め、合わせて 7 1 0 万 8, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 6 農林水産業費は、総額 6 3 2 万 2, 0 0 0 円の補正計上であります。

3 2 ページをお開き願います。

主な事業として、上段の農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費は、農業振興公社を対象とした農業振興機械導入補助金 1 2 0 万円を含め、合わせて 2 1 3 万 8, 0 0 0 円の補正計上であります。

畜産業費の事項②堆肥センターの運営に要する経費は、糞殻タンク昇降用階段設置工事費 1 5 0 万円を含め、合わせて 2 5 9 万 2, 0 0 0 円の補正計上であります。

3 4 ページをお開き願います。

款 7 商工費は、総額 1, 1 0 2 万円の補正計上であります。

主な事業として、観光費の事項②ふるさと納税に要する経費は、寄附の増加に対応するため所要見込額 9 3 3 万 3, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 8 土木費は、総額 9 3 6 万 4, 0 0 0 円の補正計上であります。

3 6 ページをお開き願います。

主な事業として、道路維持費の事項①道路維持に要する経費は、道路等維持補修工事費 4 4 3 万 9, 0 0 0 円を含め、合わせて 5 9 5 万 9, 0 0 0 円の補正計上であります。

3 8 ページをお開き願います。

都市計画総務費の都市計画の管理事務に要する経費は、大玉バスストップ検討支援業務委託料 2 5 0 万円を含め、合わせて 3 0 0 万円の補正計上であります。

款 9 消防費は、総額 8 2 万 7, 0 0 0 円を補正計上し、事務事業に取り組むものがあります。

款 1 0 教育費は、総額 1, 0 8 4 万 1, 0 0 0 円の補正計上であります。

なお、3 8 ページの事務局費から 4 4 ページ上段の幼稚園費にかけては、所要見込みによる補正計上を行っております。

4 4 ページをお開き願います。

中段の文化財保護費の文化財保護に要する経費は、村指定文化財補助金交付要綱に基づき、薬師如来三尊像等の修理を対象とした文化財補助金 1 3 4 万 9, 0 0 0 円を含め、合わせて 1 5 4 万 7, 0 0 0 円の補正計上であります。

4 6 ページをお開き願います。

款 1 1 災害復旧費の土木施設災害復旧費は、大作田 1 号線災害復旧工事費 2, 7 8 6 万 5, 0 0 0 円を含め、2, 7 7 7 万 5, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 1 2 公債費は、長期債等元金償還金 4 1 万 4, 0 0 0 円の補正計上であります。

4 8 ページをお開き願います。

款 1 4 予備費は、財源を調整し 3 6 4 万 5, 0 0 0 円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

８ページをお開き願います。

款１５国庫支出金は、民生費国庫負担金の児童福祉費負担金で５４万円の増額、土木費国庫負担金の道路橋梁費負担金で３２万６，０００円の減額計上であります。

総務費国庫補助金の総務管理費補助金は４，７３８万９，０００円、民生費国庫補助金の児童福祉費補助金は１７万６，０００円、衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金は８９万７，０００円の補正計上であります。

土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金は２２５万９，０００円、住宅費補助金は５５万４，０００円、災害復旧費国庫補助金の公共土木施設災害復旧費補助金は１，３８９万７，０００円と、いずれも減額計上であります。

下段の款１６県支出金は、民生費県負担金の児童福祉費負担金で２７万円の補正計上であります。

１０ページをお開き願います。

総務費県補助金の総務管理費補助金は１２万３，０００円、民生費県補助金の児童福祉費補助金は１１６万８，０００円の補正計上であります。

衛生費県補助金の保健衛生費補助金は１１６万６，０００円、農林水産業費県補助金の農業費補助金は６７万２，０００円、林業費補助金は１０万９，０００円、総務費委託金の統計調査費委託金は２，０００円の補正計上であります。

款１８寄付金の一般寄付金は、２団体からの寄附金８万４，０００円の補正計上であります。

１２ページをお開き願います。

ふるさと納税寄付金は１，５００万円、民生費寄付金は１団体からの寄附金５万円の補正計上であります。

款１９繰入金の財政調整基金繰入金は９，０００万円、農業振興基金繰入金は１２０万円を補正計上するものであります。

款２１諸収入の農業費受託事業収入は６万２，０００円、雑入は５８３万２，０００円の補正計上であります。

款２２村債の土木債は５６０万円の増額、災害復旧債は６１０万円の減額計上であります。

５０ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第８３号、令和４年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について。それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

７０ページをお開き願います。

款１総務費の一般管理費は、１０万１，０００円の補正計上であります。

款２保険給付費の一般被保険者療養給付費は２，０００万円、款８諸支出金の一般被保険者保険税還付金は１００万円の補正計上であります。

款９予備費は、財源を調整し１００万円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

68ページをお開き願います。

款3 県支出金の保険給付費等交付金は、給付費等に充当となる普通交付金2,000万円の補正計上であります。

款5 繰入金の一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金10万1,000円の補正計上であります。

72ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第84号、令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

88ページをお開き願います。

款1 維持費の農業集落排水施設維持管理費は、電気料の増額等、所要見込みの調整により、合わせて32万4,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

86ページをお開き願います。

款1 使用料及び手数料の施設使用料は、32万4,000円の補正計上であります。

90ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第85号、令和4年度大玉村介護保険特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

106ページをお開き願います。

款1 総務費の一般管理費、事項①一般管理に要する経費は、人件費等4万5,000円の補正計上であります。

中段から下段にかけての款2 保険給付費は、総額1,300万円を補正計上し、各給付費等の精査と所要見込みの調整を行っております。

108ページをお開き願います。

款4 地域支援事業費は、人件費等に係る所要見込みの精査により、合わせて5万6,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

102ページをお開き願います。

款3 国庫支出金の介護給付費負担金は60万円、財政調整交付金は65万円、地域支援事業交付金は2万3,000円の補正計上であります。

款4 支払基金交付金の介護給付費交付金は351万円、款5 県支出金の介護給付費負担金は362万5,000円、地域支援事業交付金は1万2,000円の補正計上であります。

104ページをお開き願います。

款7 繰入金は、職員給与費等のほか、介護給付費繰入金162万5,000円など、事業の負担割合に応じた一般会計繰入金、合わせて168万2,000円の補正計上

であります。

中段の介護保険基金繰入金は、２９９万９，０００円の補正計上であります。

１１０ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、大玉村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第８６号、令和４年度大玉村水道事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

１２６ページをお開き願います。

上段にございます補正予算第４条は、予算第５条で定めた企業債に災害復旧事業債を追加するものであります。

１２７ページをご覧くださいと思います。

このページは、予算実施計画書でございます。

また、１２８ページから１３１ページにかけては、給与費明細書でございます。

１３２ページをお開き願います。

補正内容の明細書であります。

収益的支出の項１営業費用は、原水及び浄水費で施設電気料１５２万２，０００円、総係費で職員給与費等４９万９，０００円の補正計上であります。

資本的収入の企業債は、災害復旧事業債で５１０万円の補正計上であります。

資本的支出の項１建設費は、８月３日に発生した大雨による第４水源災害復旧工事実施設計業務委託料５１０万円の補正計上であります。

以上、水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

以上のとおり、令和４年度各会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 提案理由の説明が終わりました。



○議長（菊地利勝） 日程第７、所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の順に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。１０番。

○総務文教常任委員長（須藤軍蔵） 総務文教常任委員会報告。

令和４年９月定例会において、当総務文教常任委員会が閉会中の継続調査の申出をしました調査事項について、９月２１日、総務部所管を須藤軍蔵委員長欠席のほか全委員出席の下、政策推進課長の出席を求め、１１月８日は教育部所管を全委員出席の下、教育総務課長の出席を求め、さらに１１月２９日は調査のまとめを菊地利勝委員、渡邊啓子委員欠席のほか全委員出席の下、委員会を開催しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、総務部所管の（１）「（仮称）おおたま再エネ・アグリパーク構想について」に関しては、再生可能エネルギーを核とした農福連携推進事業基本構想策定業務委託により、基本構想の協議を進めるために、たたき台となる資料の作成を進めている状況にあります。

農福連携は専門的な内容であることから、学識経験者等で組織した検討委員会の開催及び村内諸団体へのヒアリング、住民の方からはパブリックコメントで意見の集約を進め、農業と福祉、再生エネルギーの3つが連動した成功事例等を参考に検討を進めていくとの説明がありました。

(2) 「定住促進対策事業の今後の展望と施策について」に関しては、振興計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン等の各種計画に基づき関係部課等との連携をして施策を進めております。

自然環境やアクセスに恵まれた地理的条件により、定住促進のための宅地造成の加速が期待される「村道南町・石橋線の道路改良工事」の現場を視察しました。

現在、村では分譲住宅団地を整備する計画はないが、従来どおり大玉村定住促進住宅団地造成事業交付金等により民間事業者と連携した定住促進対策を進めていくとの説明がありました。

次に、教育部所管のうち(1)「幼稚園における食育の推進について」に関しては、教育目標、食育計画、弁当指導計画を策定し、幼児期の食育に対する基本的な方針と狙いを明確にして、料理体験や村独自の「ファーストかみかみ30」など、様々な食育活動を進めております。

また、弁当指導では、手洗い・うがい、挨拶や片づけなど「正しい食生活の基本的な習慣や態度を身に着ける」こと、「友達と一緒に楽しい食事をするを通して好ましい人間関係の形成をはかり、園生活を豊にする」ために、園児の特性に合わせて強制することなく、試行錯誤しながら指導しているとの説明がありました。

(2)「教育施設の安全管理と維持管理について」に関しては、大玉中学校、大山・玉井両小学校、大山・玉井両幼稚園の施設の安全管理と維持管理の状況を視察し、危険箇所などの改修計画は教育委員会と幼稚園及び各学校が連携し計画的に管理されていることを確認しました。

しかしながら、老朽化が進んでいる教育施設であるため、大規模な施設改修等は村の「公共施設総合管理計画」により中長期的に計画しています。緊急的に改修すべき箇所は、子どもたちの安全管理を最優先課題として対応し、引き続き点検者の目線を変えるなどにより、教育施設を管理するとの説明がありました。

委員からは、改善を要する箇所も多々見受けられるとの意見もありました。

当委員会の意見としては、総務部所管の(1)「(仮称)おおたま再エネ・アグリパーク構想について」は、有効な財源を確保するなど、自立運営できる仕組みづくりを進め、住民の理解を得て事業を進められたい。(2)「定住促進対策事業の今後の展望と施策について」は、定住人口の増加と地域活性化を目指す上で、民間事業者に全てを委ねるのではなく村としても住宅開発施策の誘導方針を明確にされたい。

教育部所管の(1)「幼稚園における食育の推進について」は、幼少期の食育指導により、望ましい生活習慣、食べる楽しみ、身近な食材や味に親しむなど、食べ物への興味・関心の向上につながる。特に友達と一緒に楽しく食事をするとう偏食や食わず嫌いがなくなることから、園児が同じものを食べる機会を定期的に提供できる仕組み

づくりを進められたい。(2)「教育施設の安全管理と維持管理について」は、子どもたちの学校生活での安全を最優先とし、施設整備と環境づくりを進められたい。としました。

創意工夫を凝らしながら、おおむね順調に事業を執行されていることを確認するとともに、引き続き、事業実施においては限りある財源を効果的・効率的に活用し、住民福祉の増進と地域課題の解決にご尽力を願いたいとの総括意見とすることに決定いたしました。

以上のとおり、当委員会において継続調査としていた案件についての調査結果を報告いたします。

令和4年12月6日

総務文教常任委員会委員長 須藤 軍 蔵

大玉村議会議長 菊地 利勝 様

以上であります。

○議長(菊地利勝) 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。8番。

○産業厚生常任委員長(武田悦子) 産業厚生常任委員会報告書。

去る9月開催の定例会におきまして、当産業厚生常任委員会が閉会中の継続調査の申出をしました防災・減災に関する調査について、10月21日に全委員出席の下、住民福祉部長、住民生活課長、産業建設部長の出席を求め、11月29日は調査のまとめを菊地厚徳委員欠席のほか全委員出席の下、委員会を開催しましたので、その経過と結果について報告いたします。

最初に、住民福祉部所管事業のうち、各種防災関係計画の策定、見直し状況では、地域防災計画は令和3年3月に新型コロナウイルス感染症対策に対応する避難所運営について改定を行っておりますが、避難勧告等の判断・伝達マニュアルについては、今後、早急に改定を行うとのことです。

災害対策本部の設置状況では、以前は警報が発令された後に対策本部を設置していたが、現在は、警報発令前でも本部を設置するなど早めの警戒に当たっています。

災害用備蓄の状況については、災害備蓄倉庫以外に各ふれあいセンターにも保管庫を設置し、分散備蓄しています。

災害応援協定等締結状況では、大規模災害発生時に備え、他自治体や各種民間事業者と協定を締結しており、近年、協定に基づき応援・受援活動が行われております。

ハザードマップについては、令和5年に杉田川ハザードマップを作成するとのことです。

自主防災組織の設立・強化状況については、資機材等整備の支援をするとともに、設立に向けた活動を後押しする補助制度の整備を行っています。

消防施設の整備については、築40年を超える屯所、20年を超える車両から計画的に更新を行い、地域防災力の維持・充実を図っていくとのことです。

防災訓練については、9月にコロナ禍での初めての防災訓練を実施し、感染症対策

を取りながらの避難所開設訓練など今後につながる訓練となりました。今後は、地域ごとの小規模で実質的な訓練も検討していくとのことでした。

次に、産業建設部所管事業のうち、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金事業を活用し、村全体で事業実施を図り、農業用施設の適切な管理を行っています。

河川管理事務事業では、普通河川の適切な維持管理を図るため、水路改修や支障木の伐採を行っています。

住宅関連事業では、木造住宅の耐震診断やブロック塀等撤去改善支援事業を実施しています。また、土砂災害特別警戒区域に存在する住宅の移転等に要する費用の補助も実施しています。

水道事業では、重要給水施設配水管の耐震化を図り、さらなる安定供給を図るとともに、万が一断水が発生した場合は、水資源保全全国自治体連絡会に対し、飲料水等の支援を要請するとのことでした。

当委員会といたしましては、住民福祉部については、1、各種防災関係計画について、村に合った計画となるよう見直しを進めるとともに、広く村民に理解してもらうための方法をさらに検討すること。2、避難勧告等の判断や伝達方法を明確化するとともに、いち早く関係機関と連携し対応に当たられるよう努めること。3、災害用備蓄品について、災害時に必要とするものを定期的に見直し管理すること。4、自主防災組織の設立について、行政が積極的に関わるとともに、補助制度などの支援体制を充実させること。5、防災訓練について、村全体で行う大規模訓練以外に、地域単位で行う小規模な訓練の実施について検討すること。6、住民が日頃から防災・減災に対して意識してもらうことが重要であるため、情報を発信し続けること。

産業建設部については、1、水路整備について、中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払交付金事業が果たす役割は大きくなっていくため、事業内容の周知と組織が活動しやすい支援体制の構築を図ること。2、河川の整備について、県・村管理を問わず、安全確保のため住民の目線に立って整備されたい。3、災害が発生しやすい危険箇所等を把握するとともに、地域住民に周知していくこと。4、森林の伐採について、安心・安全確保のため関係機関と連携を図り対応されたいとの意見が出されました。

以上のとおり、当委員会において継続調査とした案件についての調査結果を報告いたします。

令和4年12月6日

大玉村議会議長 菊地利勝 殿

産業厚生常任委員会委員長 武田悦子

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、所管事務調査報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第8、委員会研修報告を行います。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の順に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。10番。

○総務文教常任委員長（須藤軍蔵） 総務文教常任委員会視察研修報告。

総務文教常任委員会の決定に基づき、令和4年11月15日に山形県飯豊町において全委員出席の下、「幼稚園における食育に関する調査」をテーマに実施いたしました総務文教常任委員会視察研修について報告いたします。

飯豊町は、山形県の南西部に位置し、総面積の8割以上を山林が占める緑豊かな町であり、町の東には米沢市及び川西町、西は小国町、南は福島県喜多方市、北は長井市にそれぞれ隣接しています。町の北東部は、豊富な雪解け水をたたえる白川の水と肥沃な耕地を利用した農業地帯で良質米を生産し、丘陵地は肉牛の産地で、米沢牛の約4割を生産しています。町の南部は飯豊連峰に連なる山岳で覆われており、気候は寒暖の差が大きく内陸性の特徴を有し、県内でも有数の豪雪地帯です。令和4年10月末の人口は6,546人、世帯数は2,311世帯です。

飯豊町では、昭和48年から小学校・中学校に給食を提供してきました。幼稚園では、育児負担の軽減、子どもたちの食の偏り、偏食傾向の改善、安定した栄養価による発育の促進などの観点から、平成17年4月から給食の提供を開始しました。

飯豊町学校給食共同調理場は、900食対応できる処理能力があり、現在、小中学校、幼児施設に649食を提供しています。

飯豊町では、栄養教諭・栄養士による巡回訪問、郷土料理・地場産物の利用拡大など、様々な取組が行われています。

食に関する指導は、献立一口メモを週に1枚各園に配付し、給食に出た食材の栄養や歴史、食事のマナーなど幼児向けの内容とし、給食の前に子どもたちに読み聞かせを行っております。

また、生活リズムアンケートを活用し、家庭での食事の状況を把握し、その情報を基に栄養士が講師となり、保育参観で保護者向けの講話を行っております。

さらには、月1回の栄養士の巡回指導で、子どもたちの食事状況の確認や把握をし、3歳以上児を対象に食に関するテーマに沿って食育指導を行っております。

幼児施設の献立は、第2・第4水曜日が弁当の日となっている以外は、小中学校の献立と同じで、その献立を基に幼児施設の食育だよりの発行や食育指導を進めております。

今回の研修では、飯豊町の子どもたちへの食育・地産地消等への関心の高さを実感しました。

全員で同じものを食べることが子どもたちの成長へつながることを確信し、おやつ提供の仕方など、本村でもできることから検討してはどうかと実感しました。

今すぐ給食センターの設置は難しいが、将来を担う子どもたちのために行政間において積極的に話し合う必要があると考えます。

生きるうえで基本である食べることを通しての多岐にわたる学びは、本村の食育を

進めるうえでも大いに参考になったことを付け加え、総務文教常任委員会の報告といたします。

令和4年12月6日

総務文教常任委員会委員長 須藤 軍 蔵

大玉村議会議長 菊地 利 勝 様

以上であります。

○議長（菊地利勝） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。8番。

○産業厚生常任委員長（武田悦子） 産業厚生常任委員会報告書。

産業厚生常任委員会の決定に基づき、令和4年11月15日、16日に道の駅いいで及び有限会社内外ファームにおいて、全委員出席の下、「防災・減災に関する調査」「農福連携の取り組みに関する調査」をテーマに実施いたしました産業厚生常任委員会視察研修について報告いたします。

最初に、「防災・減災に関する調査」についてですが、道の駅いいでは、山形県西置賜郡飯豊町にあり、宮城県と新潟県を結ぶ国道113号線のほぼ中間地に位置しています。平成9年にオープンし、令和3年には山形県内で唯一防災道の駅として選定されました。

道の駅がある国道113号線は、土砂崩れや雪崩により通行止めになることが多い路線で、これまでに、大型トラックや観光客の避難場所となり、避難者に毛布や食事など提供してきました。設備についても、ソーラーパネル、発電機、仮設トイレなどのほかに空気から水を作る機械が1基あります。

発電機の燃料も、ガソリンスタンドと協定を結んで、優先的に使用できるようにしています。

災害時用の仮設トイレはマンホール型を設置しており、利用時は個室になるように組立て式の仕切りを設置するとのことでした。

防災道の駅として、毎年、火災訓練1回、防災訓練1回、煙の体験1回を実施し、道の駅で働く従業員の意識向上に取り組むとともに、防災訓練を実施するたびにマニュアルの見直しを行っています。

今年7月にコンビニエンスストアがオープンし、有事の際に食料や日用品等の支援も確保しています。

また、防災のほかに子育て支援として、自動販売機で紙おむつとおしり拭き用のウェットティッシュの販売をしています。

今後は、段ボールで作れる幼児用の簡易ベッドの買い置きなどの検討をしているとのことでした。

大玉村はこれまでは災害の少ない地域ではありましたが、これからはどこで災害が起きてもおかしくない時代になってきています。住民のみならず、ドライバーや観光客の避難所として、村内に開設される避難所の整備、拡充が必要と感じました。また、住民それぞれの意識をどう変えて災害に取り組むのかも大切な視点ではないかと思い

ます。今回の研修を通して、災害時や避難所開設時に必要とする備品について、考え方の柔軟性の大切さと、施設を動かし管理する人的資源の大切さを感じた研修となりました。

次に、「農福連携の取り組みに関する調査」についてですが、有限会社内外ファームは、山形県山形市内に平成18年4月に設立され、標高600メートルの場所に「蔵王の恵農場」を整備し、高原野菜の栽培を開始しました。平成21年8月から障がい者の方の雇用を開始しています。平成26年4月に就労継続支援A型事業所を設立、平成28年4月には就労継続支援B型事業所を設立しました。A型事業所は10名、B型事業所は11名が作業に従事しています。

B型事業所の立ち上げは、平成28年に山形県より農業分野での障がい者就労モデル事業を受託し、平成30年、県の農作業支援マッチング作業により、9農家と契約しています。作業内容は、養鶏、果樹農家のお手伝い、畑作農家の除草、ハウス栽培における収穫・片づけなどです。

農家側からの需要は、作業の種類・量ともに相当多いことを実感していますが、この仕組みが農家側と事業所側双方に十分伝わっていないことが感じられるようです。

また、仕事量を金額に換算するシステムがないため、農家側と事業所側双方を足踏みさせている要因となっています。期限の設定、技術上の完成度などに関し理解したうえで、双方の立場を尊重し、折り合った上での金額設定が必要とのことでした。

B型事業所には、知的障がい、精神障がいの方が作業していますが、情緒不安定な方もおり、当日になって欠席するなど、安定的に従事してもらうことが難しく、農家側からの要望があった人数が集まらず日にちを変更してもらうこともあるなど、農家側との調整に苦慮されているようです。

冬期間は農作業がなく、室内やハウス内でできる作業を模索中とのことですが、1年間を通して障がい者、利用者の方が次につながる支援をしていきたいとの考えから、山形市と連携して、体が不自由な方、独り暮らしの方などの家に行き、雪かきのお手伝いをしており、玄関先から公道までの雪かきを行っています。

現在、お祝い事等の際に飾る啓翁桜の切り出し作業を行っており、現地を視察しました。事務所の方が共に作業を行い、作業手順や服装など気になるところがあれば、その都度、細かく指導していました。作業を依頼している農家の方は、将来は枝を切る作業もお願いしたいと考えているとのことで、これまでの信頼関係がうかがわれました。

障害を抱える皆さんがその人らしく暮らしていくためには、仕事を持つことが大きな意味を持ちます。農家側及び事業者側双方が作業内容や金銭面において、お互いの立場を尊重し、協力し合うことで、農業分野での人手不足を補い、生きがいづくりとしての可能性がある分野ではないかと思います。大玉村が考えている農福連携の形がどのようになるのかまだ見えない中での研修ではありましたが、農福連携の考え方を学ぶよい機会となりました。

令和4年12月6日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

産業厚生常任委員会委員長 武 田 悦 子

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で日程による議事が終了いたしましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前 1 1 時 2 1 分）